

聖籠町債券運用指針

(目的)

第1条 この指針は、聖籠町が管理する公金による債券の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(安全性の確保)

第2条 債券の運用は、収益性が高い反面リスクを伴うものであることから、収益性及び安全性確保のバランスに配慮した運用を行うものとする。

(運用債券の種類)

第3条 購入する債券は、元本の償還が確実な債券で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 政府保証債

(4) 特別の法律により設立された法人の発行する債券（財投機関債、地方公共団体金融機構債等）

(5) 社債（ただし一般担保付に限る。）

(債券の運用期間)

第4条 購入する債券の年限は、20年程度を上限とする。

2 購入した債券は、満期償還期限までの保有を原則とする。ただし、資金の流動性を確保するためにやむをえない場合又は効率性を確実に向上させるために必要と認めるときは、債券の売却を行うことができる。

(債券の購入方法)

第5条 債券は、新潟県内に本店又は支店を設置している金融機関及び証券会社の中から購入するものとする。ただし、発行機関から直接購入することができる場合は、この限りでない。

(債券の取得価格)

第6条 債券の取得価格は、原則としてパー（額面価格）もしくはアンダーパー（額面価格未満）とする。ただし、金利水準等の変化により、取得が困難な場合は、満期償還年度における受取利子が額面価格と取得価格との差額を

上回る場合に限り、オーバーパー（額面価格超）での取得ができるものとする。

（債券保管台帳の整備）

第7条 債券の取引については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事項を記載した保有債券管理台帳（第1号様式）を整備するものとする。

債券を購入したとき	運用資金、種別、銘柄、利率、発行日、償還日、保管業者、約定日、購入日、約定単価、約定金額、経過利息、利払日、利回り、発注業者、その他必要な事項
債券を売却したとき	約定日、売却日、売却単価、約定金額、経過利息、所有期間利回り、発注業者、売却理由、その他必要な事項

（取引先の選定等）

第8条 取引先の選定にあたっては、資金の保有状況、選定時の金利動向等に留意しながら、競争性に優れた引き合い方式（複数の入札（見積）希望業者から希望する取引条件を提示させ、その結果に基づいて取引先を決定する方式）または機動性に優れた相対方式（業者と相対で交渉して取引する方式）のうち、選定時においてより効率性の高い方法を用いるものとする。

2 業者選定においては、日頃の提案内容や情報などのサービスの継続性も考慮しながら、貢献度に応じて総合的に判断する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

債券管理台帳

運用資金	種別			
	銘柄			
	利率(%)		額面金額(円)	
	発行日		償還日	
保管業者				

取得報告

町長	副町長	基金運用担当		債券管理担当	
		総合政策課長	担当	会計管理者	係

約定日		購入日		約定単価（円）	
約定金額（円）			経過利息		
利払日			利回り（%）		
発注業者					
年 月 日決裁済み					

償還前売却報告

町長	副町長	基金運用担当		債券管理担当	
		総合政策課長	担当	会計管理者	係

約定日		売却日		売却単価（円）	
約定金額（千円）			経過利息		
所有期間利回り（%）		発注業者			
償還前売却理由：					
年 月 日決裁済み					